

山梨県公報

第千五百七十二号

平成十七年

五月二十三日

月 曜 日

目 次

手数料の収納事務の委託……………三六五

道路の区域変更……………三六五

河川区域の指定……………三六五

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三六五

土地改良区役員の退任及び就任……………三六七

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(四件)……………三六八

土地区画整理組合の設立認可……………三六八

開発行為に関する工事の完了について(二件)……………三六八

公 安 委 員 会

平成十七年度交通誘導警備二級検定の実施について……………三六八

告 示

山梨県告示第二百九十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八号第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

平成十七年五月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 委託の相手方

東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号 社会福祉法人日本保育協会

二 委託に係る手数料

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料

三 委託の期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県告示第二百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年六月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 長坂高根線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市高根町大字五町田字菅浦原二七番地 先から 北杜市高根町大字村山西割字大正寺九八六番の四地先まで	一一・〇〇 三八・〇	六・四 一三・四		六三・〇

山梨県告示第二百九十七号

富士川水系に係る指定区間の一級河川竜蛇川について、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年五月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

次の図面(第一号図から第六号図まで)の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
(図面省略)

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年五月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十七年四月二十八日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 葦崎市航空協会
 - 2 代表者の氏名 三枝久
 - 3 主たる事務所の所在地 葦崎市水神二丁目十番二十号
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、航空スポーツ活動を行おうとする者に対し、航空スポーツに関する事業を行い、正しい航空知識及び技術の習得をとおして、地域の航空スポーツ活動の振興と、郷土の発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十七年四月二十九日から同年六月二十八日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三ツ沢土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十七年五月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	横森 貞訓	葦崎市穂坂町三ツ沢二五五番地	平成十七年三月三十一日
	横森 良一	二五七七番地	
	平賀 豊男	二二二一一番地	
	同	同	同
	平賀久一男	二五八〇番地	
	同	同	同
	名取 源文	二二四二番地	
	同	同	同
	横内 敬治	二四九八番地	
	同	同	同
	横内太加幸	二二七五番地	
	同	同	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	横森 優	葦崎市穂坂町三ツ沢二六六三番地	平成十七年四月一日
	横森 和成	二二二二番地	
	横森 建夫	二九七三番地	
	同	同	同
	望月 賢治	二二〇四番地	
	同	同	同
	平賀 元雄	二四九三番地	
	同	同	同
	横森 源茂	二五九一番地	
	同	同	同

	横森 精	二五九二番地	
	同	同	同
	横森 哲	二六七四番地	
	同	同	同
	横森 達郎	二六四八番地	
	同	同	同
	横森 正光	二四四三番地	
	同	同	同
	横森 嘉男	二二六七番地	
	同	同	同
	横森 保元	二八二四番地	
	同	同	同
	近藤 友文	二二四〇番地	
	同	同	同
	平賀 富儀	二〇六四番地	
	同	同	同
	近藤 春男	一九九一番地	
	同	同	同
	横内 兼雄	六一九三番地	
	同	同	同
	福田 邦明	三三二三番地	
	同	同	同
	宮川 孔栄	柳平五二四番地	
	同	同	同

同	横森 和人	同	二六一五番地	同
同	横森 茂	同	二六一三番地	同
同	平賀 敏治	同	二六八二番地	同
同	海瀬 正人	同	二四四六番地	同
同	横森 政友	同	二四四五番地	同
同	相山 竜夫	同	二八一九番地	同
同	横森 信夫	同	二二九二番地	同
同	横森武千代	同	二二二九番地	同
同	横森 幾松	同	二九一八番地	同
同	佐藤 政一	同	一九九三番地	同
同	横森 弘一	同	三三二三番地	同
同	横森八十二	同	宮久保六二二番地	同
同	平賀 紀文	同	柳平一三〇七番地	同

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年五月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年四月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 三共建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 北都留郡丹波山村八百十一番地二
 - 3 代表者の氏名 白木孝郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）一七三三三号

- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年四月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年五月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年四月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社龍美建設
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市賑岡町奥山千四十三番地
 - 3 代表者の氏名 清水文勝
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）一九七六号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年四月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年五月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年四月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社堀口建業
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市八代町高家二百九十六番地
 - 3 精算人の氏名 堀口泰貞
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）六三〇九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年五月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十七年四月十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 矢崎造園

2 主たる営業所の所在地 甲斐市岩森二番地

3 代表者の氏名 矢崎勝夫

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一）七三三〇号

四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十七年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 土地区画整理組合の設立認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可した。

平成十七年五月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 組合の名称

富士吉田市新西原四丁目土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十七年度から平成二十年度

三 施行地区

富士吉田市新西原四丁目の一部

四 事務所所在地

富士吉田市下吉田七四六番地

五 設立認可の年月日

平成十七年五月二十三日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場及び富士吉田市役所掲示板に掲示する。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年五月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡富士河口湖町船津字下土足戸五四五の三、五四五の四、五四六の一、五四六の四、五四七の一、五四七の四、五四八の一、五四九の一、五四九の三、五四九の四、五五〇の一及び五七二の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市丸の内一丁目十六番四号 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年五月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村平野字中ノ俣三七六二の一、三七六三の一、三七六四の一、三七六八の三、三七七八の一、三七七八の二、三七八九、三七九〇及び三七九七の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都目黒区青葉台一丁目四番五号 株式会社アールシーコア 代表取締役 二木浩三

公安委員会

● 平成十七年度交通誘導警備二級検定の実施について

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十一条の二に規定する検定を次のとおり実施する。

平成十七年五月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

一 実施する検定の種別及び級

交通誘導警備二級

二 実施日時

平成十七年八月三十一日（水）午前八時三十分から午後五時まで

三 実施場所

甲府市小瀬町八四〇番地小瀬スポーツ公園内武道館（電話〇五五 二四三 三二一）

四 受検定員

六十名

五 検定試験の内容

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(二) 法令に関すること。

(三) 車両等の誘導に関すること。

(四) 事故の発生時における応急の措置に関すること。

2 実技試験

(一) 車両等の誘導に関すること。

(二) 事故の発生時における応急の措置に関すること。

六 受検資格

1 山梨県内に住所を有する者

2 山梨県外に住所を有する者で、山梨県内の営業所に所属している警備員

3 次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができない。

(一) 警備業法第三条第一号から第六号までのいずれかに該当する者

(二) 「検定規則」という。〔第十一号第一項第二号又は第三号に該当することにより

検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して三年を経過しない者

七 受付手続

1 提出書類

検定を受けようとする者は、その住所地（検定を受けようとする者が山梨県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に次の書類を提出しなければならない。

(一) 山梨県内に住所を有する者

(1) 検定申請書（正副二通）

(2) 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）

(3) 警備業法第三条第一号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書及び

東京法務局の登記事項証明書

(4) 警備業法第三条第六号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

(5) 検定規則第五条第一号及び第二号に掲げるいずれにも該当しないことを誓約する書面

(6) 写真 二枚（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(二) 山梨県外に住所を有する者で、山梨県内の営業所に所属している警備員

(1) 前記(一)の書類

(2) 当該営業所に属することを疎明する書面

2 受付期間

(一) 平成十七年七月二十日（水）から同年八月三日（水）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送による申請は受け付けない。

(二) 受付期間内であっても、申請人員が受検定員に達した場合は、受付を締め切る。受検手数料 二万二千元（山梨県収入証紙で納付すること。）

なお、受検手数料は、申込みを取り消し、又は受検しなかった場合でも還付しない。

九 携行品

受検票、筆記用具、警笛、運動靴及び白手袋（軍手も可）

十 受検に関する問い合わせ先

山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇五五 一三三五 一一二二内線七一 五五五）又は山梨県内の各警察署生活安全課（係）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番